

長野市公告第 424号

事後審査型一般競争入札の実施について

長野市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の 6 の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 30 日

長野市長 荻 原 健 司

1 入札対象工事

工 事 名	県補 竹房地区揚水機場改修工事
工 事 場 所	長野市信州新町竹房
工 事 概 要	揚水ポンプ改修工 N= 1 基
工 期	契約日から令和 9 年 3 月 15 日まで
そ の 他	長野市電子入札運用基準（平成22年 4 月 1 日施行。以下「電子入札運用基準」という。）に定める入札方式による対象案件である。

2 入札に参加できる者の条件

参 加 資 格	次に掲げる条件を、入札公告日から落札決定日まで全て満たしていること。 (1) 令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。 (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和 60年 5 月 1 日制定。以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し受理された者を除く。）でないこと。 (5) 市税を滞納していないこと。
---------	--

	(6) 当該工事の入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）があると認められないこと。 (7) 当該工事に係る設計業務の受注者でないこと又は当該受注者と特定関係があると認められないこと。
工事種別と等級格付等	機械器具設置工事 格付A級又はB級の者
建設業許可	機械器具設置工事業について、特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
配置技術者	(1) 配置技術者として、機械器具設置工事の主任技術者となるための要件を満たす者を建設業法第26条に基づき配置すること。 資格は、公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。 (2) 配置技術者は、入札日以前に3箇月以上の雇用関係を必要とする。 (3) 請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事では9,000万円以上）となる場合は、配置技術者を専任で配置すること。 また、契約日（フレックス工期契約制度適用工事にあつては工事開始日）において他の工事と専任制違反とならないこと。 (4) 配置技術者は、落札候補者となった時点で、書面により報告すること。 (5) 競争入札参加資格の審査において、工事实績情報システム（CORINS）等により配置技術者の専任に問題のある事実が確認された場合には、入札は無効とする。 (6) 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。
本店の所在地	令和7・8・9年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されていること。

3 入札の日程等

設計図書等の有償頒布	長野市公共工事入札に係る設計図書等の有償頒布の実施に関する要領（平成30年4月1日施行。以下「有償頒布要領」
------------	--

	という。)による、設計図書等の有償頒布はありません。
設計図書等の閲覧	令和8年9月30日(水)から令和8年10月15日(木)まで 閉庁日を除く午前9時から午後4時30分まで(ただし、最終日は、午後4時までとする。) 長野市役所第一庁舎4階 財政部契約課
設計図書等に関する 質 問 受 付	令和8年9月30日(水)から令和8年10月8日(木)まで (ただし、最終日は、午後4時までに財政部契約課へ到着した分までとする。) 所定の様式によりFAXで提出すること。 FAX番号026-224-5067(財政部契約課)
質 問 へ の 回 答	令和8年9月30日(水)から令和8年10月13日(火)まで 質問者へのFAXによる回答とともに、入札情報システムへ質問・回答を掲載する。
開 札 日 時 ・ 場 所	日 時 令和8年10月16日(金) 午前9時から 場 所 長野市役所第一庁舎4階 財政部契約課
積算内訳書の開示 ・ 積算疑義受付	入札応札者のみ、開札日の午後3時から午後4時30分まで 及び翌開札日の午前9時から午後4時までの間、契約課において積算内訳書を開示する。 積算に疑義があるときは、開札日の翌開札日の午前9時から午後4時までに、書面により疑義申立てすることができる。

4 入札書及び工事費内訳書(総括)の提出

提 出 書 類	(1) 入札書 電子入札システムの入札書に入札金額を入力すること。 (2) 入札金額に対応した工事費内訳書(総括) 電子入札システムの入札書に添付すること。 なお、工事費内訳書(総括)は、令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共等制度の掛金及び安全衛生経費を明示すること。
提 出 期 間	令和8年10月14日(水) 午前9時から 令和8年10月15日(木) <u>午後4時まで</u> (ただし、電子入札システムが稼働している時間内とする。)

5 入札事項等

入 札 事 項	(1) この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び入札の時点において競争入札参加資格のない者がした入札
---------	---

	は無効とする。 (2)「電子入札運用基準」第5条の規定により、入札書及び工事費内訳書（総括）（以下「入札書等」という。）の提出を書面により行う場合（以下「紙入札」という。）は、「紙入札方式参加承諾願（様式第1号）」を<u>入札書等の提出期間最終日の正午までに提出し、承諾を得るものとする。</u> なお、紙入札による入札方法は、「事後審査型一般競争入札における紙入札方式の留意事項」により行うものとする。 (3) 入札書等が提出期限までに契約課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。 (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 紙入札方式による参加承諾を得ていない「紙入札」 イ 二以上の入札書（電子入札による入札と「紙入札」による入札等を含む。）が提出された入札 ウ 工事費内訳書（総括）の提出がない入札、記載事項の不明確な入札 エ 入札書と工事費内訳書（総括）又は工事費内訳書積算金額が相違する入札 オ その他入札に関し市の定める条件に違反した入札 (5) 落札候補者となった場合に、提出期間内に競争入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 (6) 最低制限価格が「設定有り」の場合、最低制限価格未満で入札を行った者を失格とする。 (7) 調査基準価格が「設定有り」の場合、失格基準価格未満で入札を行った者を失格とする。また、調査基準価格未満で入札を行った者は、最低入札者であっても落札者とならない場合がある。 (8) 入札者が1者のみの場合も有効とする。 (9) 入札回数は、1回とする。
入 札 保 証 金	免除
最 低 制 限 価 格	設定有り
調 査 基 準 価 格	設定無し
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上の金銭的保証が必要

前 払 金	契約金額が 300万円（建築工事は 600万円）以上の場合に適用（前払いの額は、契約金額の 6 割以内で、中間前払金を含む。）
部 分 払 金	契約金額が 1,000万円以上の場合に適用

6 落札者の決定方法等

- (1) 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定は、開札を終了した後に行う。
- (2) 予定価格以下で、最低の価格で応札した者（最低制限価格未満での入札者を除く。）を落札候補者とし、落札を保留する。
- (3) 落札候補者は電子入札システムにより、入札参加資格確認書のみを候補となった日の翌日（閉庁日を含まない。）の午後 4 時までに到着するように提出すること。
- (4) 落札候補者が 2 人以上になった場合には、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (5) 落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日の翌々日又はその翌日（閉庁日を含まない。）に提出すること。
- (6) 競争入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、競争入札参加資格を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格以下で応札（最低制限価格未満での入札者を除く。）した次順位の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、競争入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行う。ただし、調査基準価格が「設定有り」の場合で、調査基準価格未満での入札があった場合には、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。
- (7) 落札者の決定は、原則として開札日以降入札参加資格確認書類の提出があった日から起算して 2 日（閉庁日を含まない。）以内に行う。（低入札価格調査を実施した場合を除く。）
- (8) 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電子入札システムによる電子メール及び電話により連絡し、契約締結に必要な事項を指示する。
- (9) 競争入札参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格審査結果通知書により通知する。
- (10) 競争入札参加資格がないと認められた者は、原則として競争参加資格審査結果通知日の翌日から起算して 3 日以内に、書面により理由について説明を求めることができる。
- (11) 説明を求めた者に対しては、原則として書面を受け取った日の翌日から起算して 4 日以内に書面により回答する。

7 入札参加資格確認書類

- (1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認書
- (2) 施工実績調書（「2 入札に参加できる者の条件」にある場合のみ）
当該工事の「竣工時工事カルテ受領書」若しくは「登録内容確認書（工事実

績)」の写しを添付すること。

(3) 配置技術者調書

ア 免許、資格等の写し又は実務経験を証する書類（任意様式）を添付すること。

イ 配置技術者が監理技術者の場合は、「監理技術者資格者証」（表・裏）及び「監理技術者講習修了証」の写しを添付すること。

ウ 技術者の3箇月以上の雇用関係が確認できるもの（住民税特別徴収税額通知書の写し（課税額及び本人以外の氏名等にマスキングを施すこと。）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（標準報酬月額及び本人以外の氏名等にマスキングを施すこと。）等）を添付すること。

(4) 「地域への貢献度等に係る評価点」自己採点表（「2 入札に参加できる者の条件」において「地域への貢献度等に係る評価点」を求めている場合のみ）

(5) 納税証明書（長野市入札参加用）

入札日において、証明年月日が3箇月以内のもの（写し可）

(6) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

契約日において、通知書の審査基準日から1年7箇月以内のもの

(7) 入札金額に対応した工事費内訳書（「工事費内訳書（総括）」を表紙とすること。）

なお、工事費内訳書は、工事費内訳書（総括）と同様に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共等制度の掛金及び安全衛生経費を明示すること。

8 入札に関する書類の提出先及び問い合わせ先

長野市役所 第一庁舎 4階 財政部契約課
TEL 026-224-5015（直通）

9 その他

入札は、「長野市事後審査型一般競争入札実施に関する要綱」、「長野市建設工事等競争入札心得」、「電子入札運用基準」、「長野市電子入札システム利用規約」、「有償頒布要領」及び「建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領」の規定に従い行う。